

サンプル版

漫画：商標入門(1)

- 誤解されている商標制度の正しい理解のために -

絵：山下ナオミ(イラストレータ)

URL：<http://lipliplip.com>

文：的場成夫(弁理士)

URL：<http://matoba-pat.jp/>



〈目次〉

- A. 登録商標とは何か
- B. ネーミングとマークの違い
- C. 商標の持ち主
- D. 商品・サービスの区分
- E. 商標の類似
- F. 商標出願の様式
- G. 外国での商標登録
- H. 確認テストおよび回

© Naomi Yamashita 2006

本書は、法律に馴染みのない方でも、「登録商標」とは何か、といったことを、わずか十ページで簡単に理解できる冊子です。

本書の漫画調のストーリーおよび解説にて、大きく誤解されている商標に関する本当の知識を身に付けていただければ幸いです。

A. 商標登録とは何か？



ねえねえ、俺の店で売り出した新しいケーキ、「カーブ優勝」ってネーミングを商標登録できないかな？優勝すれば「カーブ優勝」っていう言葉を使いたい全員からライセンス料が入るんでしょ？

商標の登録っていうのは、**商売に使うマークをその商品に使う場合にのみ独占できるだけなの！**「カーブ優勝」っていう言葉を使うことが独占できる訳ではないのよ！



じゃあ、新聞や雑誌で「カーブ優勝」って言葉を使う度にライセンス料が入ってくる訳じゃないのか… なあんだ。



【解説】

商標登録という制度については「ネーミングを独占できる制度」という誤解があります。

言葉や記号はコミュニケーションの自由を確保するために、一人の人間や一企業に独占させて良いものではありませんから、商標登録も、そのようなことを許しているわけではありません。例えば、商標を使用する商品の普通名称や品質、産地などを示す文字は登録されません。独占に適さないからです。

「ある商品の目印」として使われていることが定着した「商標」を、他人が使っても良いとすると消費者も混乱するから、例外的に独占を認めているに過ぎないのです。

確認テスト(2)

D - 1. ()

菓子食品の分類で登録商標があれば、同じマークをレストランで使用しても大丈夫である。

D - 2. ()

世界的に著名な登録商標は、商品区分が全く異なっている場合でも他人が登録することができない。

E - 1. ()

商標『アップル』がコンピュータを指定商品として登録された場合、『アップル』を使用する権利はないが、他者がコンピュータの商標としての『アップル』の使用を禁ずることはできる。

E - 2. ()

見た目は似ているが読み方が違う登録商標を他人が既に取得している場合、商標登録される。

G - 1. ()

日本で商標登録されれば、他の国で同じ商標や似た商標が登録されることはない。

回答(2)

D - 1. (×)

商標登録は区分毎に行う必要がある。

D - 2. ()

E - 1. ()

E - 2. (×)

見た目(外観)が似ていれば、読み方(称呼)が異なっている場合でも登録されない。

G - 1. (×)

商標の登録制度は国毎なので、日本で商標登録されても保護されるわけではない。

本書の複製について

1. 小中学校、高等学校および大学における教育のための複製は、無償です。配布部数など、info2@matoba-pat.jp まで、ご一報いただければ幸いです。

2. 企業研修、各種のセミナーなどで印刷して使用される場合、電子データにて入手したファイルをコピーしたりメール送信する場合には、以下の代金を、下記の振込先にお振り込みください。

10回までの複製または送信・・・4,200円(税込み)

30回までの複製または送信・・・10,500円(税込み)

31回以上の複製または送信・・・21,000円(税込み)

振込先 = イーバンク銀行 オペラ支店
普通預金 7024804 口座名義 (カ)ネクストレベル

3. その他、ご不明な点は、info2@matoba-pat.jp までご連絡ください。